

令和8年度宮城県高次脳機能障害者支援養成研修実施要領

1. 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

なお、本研修は令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の新規加算である「高次脳機能障害支援体制加算」※¹及び「高次脳機能障害者支援体制加算」※²の対象となる。

※1 高次脳機能障害支援体制加算：高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。【計画相談支援・障害児相談支援】

※2 高次脳機能障害者支援体制加算：高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

2. 実施主体 宮城県

3. 協力機関 仙台市

4. 内容 別表のとおり

5. 受講対象者及び定員

受講区分A（加算対象）

- ・対象者：上記「高次脳機能障害支援体制加算」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定対象となる障害福祉サービス事業所等で従事する者及び今後支援を予定する者。
- ・科目：基礎編（講義・演習） / 実践編（講義・演習）
- ・定員：70名
- ・受講者の決定：定員を超える申込みがあった際は主催者にて受講者を選定する。
受講決定通知を令和8年8月31日（月）に申込者メールアドレスに送付する。

受講区分B（加算対象外）

- ・対象者：高次脳機能障害者支援に関わる医療・福祉・行政機関担当者等
- ・科目：基礎編（講義） / 実践編（講義）
- ・受講者の決定：受講決定通知を令和8年8月31日（月）に申込者メールアドレスに送付する。

6. 日程・会場・受講方法

- ・受講区分A（加算対象）：裏面の全日程を受講します。
- ・受講区分B（加算対象外）：裏面の【基礎編】及び【実践研修】の講義（オンデマンド配信）のみを受講します。演習（対面形式）を受講することはできません。

【基礎編】

(1) 講義	形式	オンデマンド配信 (Y o u T u b e) ※講義動画を視聴後、 <u>受講区分A (加算対象) の方のみ</u> 小テストを実施
	内容	<p><受講期間> 令和8年9月7日 (月) 午前9時から令和8年10月4日 (日) 午後5時まで 受講者のメールアドレスに研修フォームのURLを送付します。</p> <p><受講区分A (加算対象) > ・研修動画を視聴後、小テストに回答します。なお、満点になるまで繰り返し回答する必要があります。 ・<u>小テストの受講が完了した方のみ (2) 演習を受講することができます。</u></p> <p><受講区分B (加算対象外) > ・研修動画を視聴します。なお、小テストの回答は不要です。</p>
(2) 演習	日時	令和8年10月14日 (水) 午前9時30分から午後4時45分まで (受付：午前9時から午前9時20分まで)
	形式	対面形式
	会場	みやぎハートフルセンター 2階 大会議室 (1) (住所：仙台市青葉区上杉3-3-1)
	受講資格	受講区分A (加算対象)の方で基礎編の講義を修了した者。

【実践編】

(1) 講義	形式	オンデマンド配信 (Y o u T u b e) ※講義動画を視聴後、 <u>受講区分A (加算対象) の方のみ</u> 小テストを実施
	内容	<p><受講期間> 令和8年10月19日 (月) 午前9時から令和8年11月22日 (日) 午後5時まで 受講者のメールアドレスに研修フォームのURLを送付します。</p> <p><受講区分A (加算対象) > ・研修動画を視聴後、小テストに回答します。なお、満点になるまで繰り返し回答する必要があります。 ・<u>小テストの受講が完了した方のみ (2) 演習を受講することができます。</u></p> <p><受講区分B (加算対象外) > ・研修動画を視聴します。なお、小テストの回答は不要です。</p>
(2) 演習	日時	令和8年11月29日 (日) 午前9時30分から午後5時まで (受付：午前9時から午前9時25分まで)
	形式	対面形式
	会場	宮城県庁 2階 講堂 (住所：仙台市青葉区本町3-8-1)
	受講資格	受講区分A (加算対象)の方で実践編の講義を修了したもの。

7. 受講料 無料

8. 申込み方法等

・令和8年7月27日（月）午前9時から8月21日（金）午後5時までにお申し込みください。

・申込みフォームからの申込みとします。以下のURLまたはQRコードからお申し込みください。

(1) 受講区分A（加算対象）の申込はこちらか

【URL】

<https://logoform.jp/form/GQGB/1575470>

【QRコード】



(2) 受講区分B（加算対象外）の申込はこちらから

【URL】

<https://logoform.jp/form/GQGB/1575542>

【QRコード】



9. 修了証書の交付及び交付要件

・受講区分A（加算対象）の方で高次脳機能障害支援養成研修の全過程を受講した方には、宮城県知事から修了証書が発行されます。

※ 遅刻・欠席・早退に加え、許可なく途中退出した場合、受講態度が著しく悪い場合等は、全課程を受講しても、修了証書が発行されない場合があります。

※受講区分B（加算対象外）の方は、修了証書は発行されません。

10. 受講者名簿等の取扱いについて

・本研修受講者の氏名や所属事業所等の情報は、高次脳機能障害者支援体制整備のため、各保健福祉事務所や市町村等に提供させていただきます。

・本研修修了者の所属する障害福祉サービス事業所において、高次脳機能障害支援体制加算及び高次脳機能障害支援者体制加算の申請を行った場合、県及び仙台市のホームページで公表します。

11. その他

① 本研修の内容は高次脳機能障害支援養成研修実施要綱（令和8年4月7日付障障発・障精発0407第1号及び第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長及び精神・障害保健課長通知）4で規定するカリキュラムに沿った内容とし、同要綱5に記載された研修パッケージを借り受けて行います。

② 研修資料は受講者メールアドレスに送付しますので、各自持参願います（電子媒体での持込み可）

③ 研修中の録画、録音、写真撮影、携帯電話等の使用、資料及び事例の公開・漏洩・利用はお断りします。なお、研修の申込をもって、上記の内容に同意があったものといたします。

④ 加算の要件等については以下の厚労省のHPを御確認ください。

[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

12. 会場について

・会場には受講者専用の駐車場はありませんので、公共交通機関でご来場ください。

・自家用車等の車にてご来場の場合は、会場近隣の有料コインパーキングをご利用ください。

13. 連絡先

宮城県保健福祉部リハビリテーション支援センター

リハビリテーション支援班 電話：022-784-3588